

鶴田町告示第16号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月27日

鶴田町長 相 川 正 光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

全 域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

・全 域 134経営体（法人5、個人127、その他団体2）

4. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

鶴田町全域での農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。